

○福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

〔 令和2年2月25日 〕  
〔 条例第3号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の懲戒の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手続）

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該会計年度任用職員に交付して行なわなければならない。

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例（令和2年福井県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第8条で定める報酬の10分の1以下を減ずるものとする。

（停職の効果）

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。